

一般廃棄物（可燃ごみ）の処理に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と斑鳩町（以下「乙」という。）は、乙が処理すべき一般廃棄物を、甲が所有する生駒市清掃センター（以下「処理施設」という。）において受入処理をすることについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、乙が乙の一般廃棄物の処理を甲に委託し、甲がこれを受託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 甲は、甲の処理施設において、乙の一般廃棄物を受け入れ、これを焼却処理するものとする。

（処理施設）

第3条 甲は、前条の焼却処理を、奈良県生駒市俵口町2-1-6番地9-1に所在する処理施設において行うものとする。

（対象廃棄物）

第4条 甲が受け入れる乙の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令等の規定により乙が処理すべき一般廃棄物のうち、可燃ごみであって、甲により焼却処理することが適当であると認められたもの（以下「対象廃棄物」という。）を対象とする。

2 乙は、危険物及び不燃物その他甲が適当でないと認めたものについては、理由の如何を問わず、処理施設に搬入してはならない。

（対象廃棄物の搬入）

第5条 乙は、対象廃棄物を乙が所有する中継施設等にて集約し、甲の処理施設へ搬入するものとする。

2 乙は、対象廃棄物を処理施設に搬入する際の経路については、国道168号、阪奈道路及び信貴生駒スカイラインを使用することとし、帰路も同様とする。なお、搬入する際の有料道路の通行料については、乙が負担するものとする。

3 甲は、乙が処理施設に搬入する対象廃棄物の量を、その搬入の都度、処理施設で計量するものとする。

4 乙が対象廃棄物を処理施設に搬入する際には、甲の指示に従わなければならない。

（対象廃棄物の搬入日時）

第6条 乙の搬入日時は、月曜日から土曜日の午前8時から午後3時30分までとし、祝日や年末年始等については、甲が指定する日時とする。

2 乙は、甲から搬入日時等に関する指定その他の指示があったときは、甲と協議を行うことを請求することができ、甲は誠実に協議に応じなければならない。

（搬入計画）

第7条 乙は、対象廃棄物を処理施設に搬入する年度開始2ヶ月前までに年間の搬入計画を作成し、甲が同意した計画に基づき搬入を行うこととする。

2 前項の搬入計画には、月ごとの対象廃棄物の搬入予定量及び乙の中継施設等から処理施設までの搬入経路を示すこととする。

（焼却灰等の搬出）

第8条 乙は、対象廃棄物の焼却に伴って発生する焼却灰その他の焼却残渣等を、甲の指示に従い、処理施設から定期的に搬出しなければならない。

（一般廃棄物処理料）

第9条 乙が甲に納入する一般廃棄物処理料は、維持管理費及び建設費で構成するものとする。維持管理費は前々年度決算に基づき処理施設の運営に係る費用を対象廃棄物1トンあたりの処理単価とした金額とする。建設費については、処理施設の建設や大規模な改修工事に係る費用を協定期間終了までの搬入予定対象廃棄物の量で按分した金額とする。

2 前項の建設費における協定期間終了までの搬入予定対象廃棄物の量については、5年が経過するごとに見直しするものとする。

3 第1項の維持管理費及び建設費の金額や支払方法については、別で定めるものとする。

（協定期間）

第10条 この協定に基づき甲が乙の対象廃棄物の受入処理を行う期間は、令和8年4月1日から令和22年3月31日までとする。

（解約）

第11条 甲又は乙は、一方が相手方に対して、書面により通告することで、この協定を解約することができる。

2 前項の通告がなされたときは、この協定は次の各号の定めるところにより解約される。

（1）通告が1月1日から8月末日までにされたとき 翌年の3月末日

（2）通告が9月1日から12月末日までにされたとき 翌々年の3月末日

3 第1項に基づく解約の場合、甲乙は解約により生じる損害の賠償を相手方に対して互いに請求しないものとする。

（危険負担）

第12条 処理施設に不測の事故その他の事情等が発生したことにより、対象廃棄物の受け入れができなくなったときは、甲は直ちに乙に対して対象廃棄物の搬入の中止を通告するものとする。

2 乙は、前項の規定による通告を受けた後においては、対象廃棄物の処理について自らその方途を講じなければならない。

3 第1項の規定による通告により乙に損害が発生することがあっても、乙は甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

（追加費用）

第13条 自然災害により処理施設が損害を受けた場合や法令変更により処理施設の改造工事等が必要になった場合等、処理施設の運転管理の責めに帰さない事由による追加費用が発生した場合、その負担については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

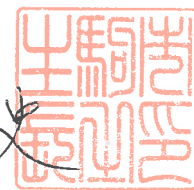
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

小紫雅史



乙 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

斑鳩町長

伊西和夫

